

**疾病などの介護**

長期にわたる疾病や障害のある同居の親族を、昼間一日四時間以上、月十六日以上介護していること。

**災害の復旧**

火災、風水害、地震などにより家屋を焼失、破損した場合などの復旧にあたってしていること。

**特別な場合**

前述の理由のほか、明らかに家庭で児童の保育ができないと町長が認めた場合。

**自由契約児**

前記にあてはまらない場合であっても、定員に余裕のある保育園では、三歳以上児に限り自由契約児として入園が可能です。

**申し込み方法**

町内居住地にかかわらず、希望する園、または住民福祉課へ申込書と必要書類を提出してください。申込書は十月十五日(木)から各保育園、住民福祉課で配布します。

受付期間  
十一月二日(月)から十三日(金)まで(土曜・日曜・祝日は除く)

申し込みに必要な書類  
保育所入所申込書  
家庭で保育ができないことを証

明する書類(入園する児童の父母および六十五歳未満の同居の祖父母が対象)

各種証明用紙は各保育園、住民福祉課にあります。

平成二十一年分所得税の源泉徴収票、確定申告をする方は確定申告書の控え(いずれもコピー可)入園する児童の父母および同一生計で家計の中心となる祖父母が対象)

平成二十一年分所得税関係書類は保育園入園受付期間中には発行されませんので、発行されしだい各保育園または住民福祉課へ提出してください。

平成二十一年度市町村民税課税証明書または納税通知書

平成二十一年一月一日現在、阿久比町に住んでいなかった方が対象です。(入園する児童の父母および同一生計で家計の中心となる祖父母が対象)

保育料口座振替依頼書(あいち知多農協)用紙は各保育園、住民福祉課にあります。

自由契約児で申し込み場合は前記の書類は不要です。

**申し込みにあたって**

申込書は、受付期間中に不備がないよう提出してください。ただし、平成二十一年分所得税関係の書類は受付期間終了後の提出にな

ります。

三歳未満児は、定員と入所する園児数に応じて、保育園を指定する場合がありますのでご了承ください。

早朝、延長保育は、草木・北原・東部・中部・南部保育園の五カ所で実施します。

保育料は、入園する児童の保護者の平成二十一年分所得税額と平成二十一年度市町村民税額により決定します。

自由契約児は月額二万七千円です。保育料の支払いは、あいち知多

**保育園の見学会に参加しませんか**

保育園名	期 日	時 間
東 部 保 育 園	10月20日(火)	午前9時～午前11時
南 部 保 育 園	10月22日(木)	午前9時～午前11時
城 山 保 育 園	10月26日(月)	午前9時～午前11時
宮 津 保 育 園	10月27日(火)	午前9時～午前11時
草 木 保 育 園	10月27日(火)	午前9時～午前11時
英 保 育 園	10月29日(木)	午前9時～午前11時
中 部 保 育 園	10月29日(木)	午前9時～午前11時
北 原 保 育 園	10月30日(金)	午前9時～午前11時

上記日時以外でも気軽にお越しください。

**問い合わせ先**

・住民福祉課  
☎(48)1111(内226)

農協本支店による口座振替になりますので口座を持っていない方は開設してください。  
保育園への登園、降園は各家庭の責任で送迎をお願いします。  
保育を必要とする児童については年度途中でも申し込みを受け付けています。